

平成26年1月14日

法制審議会民法（債権関係）部会 御中

債権譲渡の対抗要件制度について

経済産業省 経済産業政策局
産業資金課

債権譲渡の対抗要件制度（民法第467条関係）について、下記のとおり意見を述べる。

記

（意見要旨）

1. 法人が有すべき将来発生する債権の譲渡に限定して、その対抗要件を登記に集約してはどうか（後記4（1）参照）。
2. 債権譲渡の事前承諾に代わる登記の制度を創設することを検討してはどうか（後記4（2）参照）。

（注1）債権譲渡の対抗要件の登記への集約を考えるに当たっては、上記2に加え、債権譲渡登記制度を申請者にとって利便性・柔軟性の高いものとするための大幅な改正を検討すべきと思われる（後記5（1）参照）。上記1は、少なくとも非金銭債権の譲渡を登記の対象とすることを前提としている。

（注2）債権譲渡の対抗要件の登記への集約を考えるに当たっては、登記を債権差押え（滞納処分を含む。）の効力要件とし、登記によって債権差押えを公示することが望ましいのではないかとと思われる（後記5（2）参照）。

1. はじめに

債権譲渡の対抗要件制度は、現状認識の相違にも起因して¹、意見の対立が大きい論点の一つになっており、必ずしも方向性を絞り切れていない²。前提となるべき登記制度の改善³等についても認識が共有されていないのが実情ではないと思われる。

¹ 部会資料63の12頁参照。

² 第74回会議・鎌田部会長発言（議事録48頁）参照。

³ 中間試案が必ずしも現行の債権譲渡登記制度を前提とするものではないことについて、中

そこで、本稿は、甚だ不十分ながら、これまでの部会での議論を踏まえ、あり得る制度の提示を試みるものである⁴。

2. 対抗要件の登記への集約の意義

これまで、債権譲渡の対抗要件制度の改正の必要性は、①対抗要件の公示性向上（取引安全）と、②債務者の負担（債権譲渡通知の到達日時の管理等）の軽減の両面から論じられてきた。

すなわち、現行の対抗要件制度においては、登記という、動産及び債権の譲渡に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）上の対抗要件と、通知・承諾という民法上の対抗要件とが併存している。このため、①債権を譲り受けようとする者が先行する債権譲渡の有無を確認するためには、登記事項の確認に加え、債務者への照会を要し、確認が煩雑になっている（しかも債務者から正しい回答を得られる保証もない）こと、②登記と通知・承諾との先後関係の判断は一般の証拠方法によらざるを得ず、優劣の判断が困難になるおそれがあること等が、現行の対抗要件制度の問題点として議論されてきた⁵⁶。

対抗要件制度としては、債権を譲り受けようとする者や債務者に対し、①先行する債権譲渡の有無と②競合する債権譲渡の優劣を明確に示すものが望ましい。そして、登記制度は、その設計如何によっては、①先行する債権譲渡登記の有無を明確に示し得るとともに、②譲受人が対抗要件を具備した時点（すなわち競合する債権譲渡の優劣）を明確に示し得るもので、上記の要請に応えるものとなる可能性がある。

この点において、対抗要件の登記への集約は、魅力のある選択肢として検討に値するものと思われる。

3. 対抗要件の登記への集約の問題点（これまでの議論を踏まえて）

間試案の補足説明241頁（概要部分）参照。

⁴ なお、債権譲渡の対抗要件制度の改正に反対する意見の理由には、そもそも現行制度には問題がなく、改正の必要性がないとするものがある。しかしながら、改正を不要とする意見の存在自体が改正を必要とする意見の存在意義を打ち消すわけではなく、改正によるメリットとデメリットを比較検討する作業は必要と思われる。

⁵ 部会資料9-2の12頁、部会資料37の27頁、中間試案の補足説明241頁、日本商工会議所「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見」6頁参照。

⁶ 登記一元化や、いわゆる登記優先ルール（二元的な対抗要件制度を維持した上で、登記により対抗要件を具備した譲渡が、それ以外の手段により対抗要件を具備した譲渡に優先する制度をいう。部会資料37の29頁参照。）は、占有改定という外観上の占有状態に変更のない観念的な引渡しに対抗要件として認められる動産の譲渡等においても議論されてきたが、本稿では検討の対象を債権関係に限定する。

(1) 登記の負担

対抗要件の登記への集約の問題点として、簡易かつ安価な対抗要件具備の手段である債務者の通知・承諾に比べて、対抗要件具備に要する手続及び費用の負担が増大するという点が指摘されている⁷。

こうした問題点は、特に登記の負担（登記に要する手続及び費用の負担をいう。以下同じ。）に見合わない、少額の債権の譲渡等において顕在化する。

(2) 債務者の承諾を利用できなくなる

また、対抗要件の登記への集約の問題点として、利便性が高い対抗要件具備の手段である債務者の承諾を利用することができなくなるという点も指摘されている。

債務者の承諾の利便性として指摘される主要な点⁸としては、一括決済等の多数の譲渡人と単一の債務者及び譲受人を想定する取引類型において、1回の承諾によって多数の債権譲渡につきまとめて対抗要件を具備し得ることが挙げられる^{9,10}。

4. 本稿での提案内容（意見詳細）

(1) 登記の負担への対応（将来債権の譲渡に限定した対抗要件の登記への集約）

特に登記による公示の必要性が高く、登記の負担について許容性の認められ得るものとして、以下のとおり、法人が有すべき将来発生する債権の譲渡に限定して、その対抗要件を登記に集約してはどうか。

- | |
|---|
| <p>① 指名債権の譲渡は、確定日付のある証書によって、譲渡人が債務者に通知をし、債務者が承諾をし、又は動産及び債権の譲渡に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「特例法」という。）その他の登記</p> |
|---|

⁷ 部会資料9-2の17頁、部会資料63の14頁以下参照。

⁸ 債権譲渡の対抗要件としての債務者の承諾の利点としては、本文で挙げたもの以外にも、①承諾によって対抗要件を具備した債権は担保価値（履行への期待）が高いこと、②異議をとどめない承諾により抗弁切断（民法468条1項前段）の効果が得られること等が挙げられることがある。しかしながら、上記①については、当該債権に係る債務者の認識を確認することによる利点と、それが対抗要件であることによる利点を混同するものであり、十分な理由とはいえない（部会資料37の28頁参照。なお、実際の利点として、対抗要件具備を理由とすることにより、債務者への接触につき譲渡人からの了解を得やすいという点が指摘されることがあるが、こうした点は基本法の改正を議論するに当たって十分な理由とはいいいくいのではないか）。また、上記②については、別個の論点として現行制度の当否自体が検討されるべきものであり（中間試案第18の3（1）参照）、本稿では立ち入らない。

⁹ 部会資料37別紙「特例法上の債権譲渡登記に関する指摘事項」1⑦、部会資料63の15頁参照。

¹⁰ 第63回会議・佐成委員発言（議事録18頁）参照。

に関する法律の定めるところに従いその登記（以下「債権譲渡登記」という。）をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

- ② 前項の規定にかかわらず、法人が有すべき将来発生する債権については、債権譲渡登記をしなければ、その譲渡を債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

（補足説明）

ア 部分的な登記への集約の趣旨について

対抗要件の登記への集約により公示性を向上させることの利点は、対象が一部であっても、当該一部には妥当する。

本稿での提案内容は、（特に少額の債権の譲渡等について）対抗要件を具備する際に登記の負担が問題となり得ることから、対象を債権譲渡の一部に限定するものであり、それ以外の債権譲渡の対抗要件については、現行制度を維持することを前提としている。

なお、登記以外の対抗要件を前提に、競合する債権譲渡の優劣を明確にする観点から、債権譲渡の事実を申述した日時を証明する措置の検討も¹¹あるが、本稿での提案内容はこういった議論とも両立し得るものと思われる。

イ 対象の限定方法について

将来債権の譲渡については、実態として資金調達目的の取引が多く、債権譲渡の後も譲渡人と債務者の取引が継続することが想定され得るし、収益不動産の譲渡や事業譲渡等の場合に、将来債権の譲渡を看過して当該不動産や事業等を譲り受けた第三者が思わぬ損害を被るおそれがあるなど、将来債権の帰属等を巡る紛争が生じやすいことから¹²、債権の発生源の取引安全のためにも、公示の必要性が特に高い。また、未だ現実に義務を負っていない将来債権の債務者が事実上とはいえ照会を受けるなどの煩わしさを甘受すべきか、実質的な利益衡量の見地から検討の余地もあるように思われ、未発生 of 将来債権の譲渡は、本来、債務者の認識を通じた公示に馴染まないとも考え得る。加えて、将来債権の譲渡は、通常、取引規模（譲渡代金や被担保債権の額等）の面で登記の負担を吸収し得るものと考えられる¹³。このため、対抗要件の登記への集約の対象を将来債権の譲渡に限定

¹¹ 山野目幹事「債権譲渡の対抗要件に関する見直しの方向について（第74回会議においてした発言の趣旨の補足説明）」参照。

¹² こうした問題は、債権譲渡の対抗要件の公示性の低さから生ずるものであり、対抗要件制度を見直すことにより対応すべき問題であるとの指摘がある（中間試案の補足説明259頁）。

¹³ なお、このほか、将来債権の譲渡がいかなる法律行為であるかという理論上の問題もあ

することで、登記による公示の必要性が高い取引を対象としつつ、登記の負担の問題が顕在化する取引を対象外とし得るように思われる。

これに対し、対抗要件の登記への集約の対象を限定する方法としては、上記の債権の発生時期のほかに、①債権の額、②譲渡の目的（担保目的、流動化・証券化目的等）等によることも考えられる。

しかしながら、①債権の額による区別については、非金銭債権や将来債権（公示の必要性が特に高いものの、総額は見積額とならざるを得ない。）に妥当しない上、債権を分割して複数回譲渡することにより規律を容易に潜脱し得ることになる。そもそも、登記の負担との関係で直接問題になるのは、譲渡対象債権の額ではなく譲渡代金や被担保債権の額等である。次に、②譲渡の目的による区別については、過去に特例法の立案の過程において、その区別が明確にできないこと等を理由に、動産譲渡登記の対象となる譲渡を取引目的で制限する考え方が採用されなかったなどの経緯¹⁴等からすると、このような主観的な取引の目的ではなく、客観的な取引の対象に着目すべきと思われる。

したがって、対象を限定する方法としては、債権の発生時期によること（将来債権の譲渡を対象とすること）が優れていると考えられる。

参考に、現行制度、中間試案の「甲案」（金銭債権についての登記一元化案）及び本稿での提案内容（上記部分的な登記への集約案）の対抗要件の比較を以下に示す。

と思われる。金融法務研究会報告書（18）「第2章 将来又は多数の財産の担保化」（中田裕康）は、将来債権の「譲渡担保の目的は、将来債権の発生原因となる法律関係に基づき、債権発生時に原始的に債権者となる法的地位である。」とする。

¹⁴ 担保目的の譲渡等のみを動産譲渡登記の対象とした上で、登記に優先的な効力を認めるべきとの意見が採用されなかったことにつき、植垣勝裕・小川秀樹編著『一問一答動産・債権譲渡特例法』〔三訂版増補〕31頁参照。

【対抗要件の比較】

(現行制度)

	確定日付ある通知	確定日付ある承諾	債権譲渡登記
将来債権	○	○	○
それ以外の債権	○	○	○

(金銭債権についての登記一元化案)

	確定日付ある通知	確定日付ある承諾	債権譲渡登記
将来債権	×	×	○
それ以外の債権	×	×	○

(本稿での提案内容)

	確定日付ある通知	確定日付ある承諾	債権譲渡登記
将来債権	×	×	○
それ以外の債権	○	○	○

ウ 将来債権の意義について

どのような債権が将来債権に当たるかについては、「将来債権譲渡」の論点（中間試案第18の4）と同様に解すべきものであるが、本稿での提案内容においては特に重要な意味を持ち得ることから、この点についても言及しておく。将来債権及びこれに類するものとしては、

- ① 債権発生の原因となる事実が将来生じるもの
- ② 債権発生が条件に係らしめられているもの
- ③ 債権発生に期限（始期）が付されているもの
- ④ 既に発生した債務の履行が条件に係らしめられているもの（履行条件）¹⁵
- ⑤ 既に発生した債務の履行に期限（始期）が付されているもの（履行期限）

が考えられるが、債権が発生しているか否かを基準として上記①から③までを将来債権として取り扱うことが想定され得る¹⁶。

債権の未発生・既発生を区別する基準時としては、債権譲渡の時点と対抗要件具備の時点が考えられるところ、債権譲渡に関与しない（債権の発生時期等を知り得ても債権譲渡の時期を知り得ない）債務者が、基準時における当該債権の未

¹⁵ 法律行為の効力発生に関する停止条件とは別に、債務の履行に関する条件を「履行条件」として観念することにつき、中間試案の補足説明63頁参照。

¹⁶ 金融法委員会平成22年6月8日「金融実務における債権譲渡に関する論点－「債権法改正の基本方針」を踏まえた論点整理－」参照。

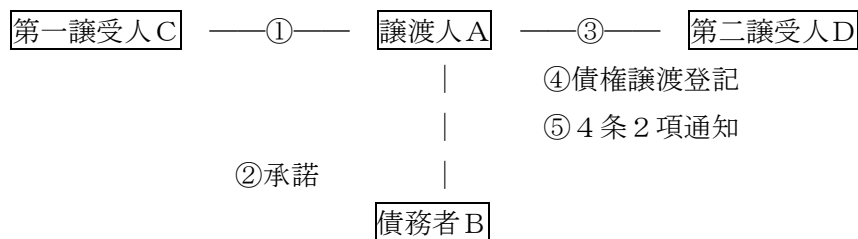
発生・既発生を判断し得るよう、対抗要件具備の時点を基準時とするのが相当と思われる。

エ 適用例（参考）

参考に、適用例として、先行譲受人が存在する場合の規律を以下に示す。

（設例）

- ① AがBに対する債権（既発生及び未発生）をCに譲渡（第一譲渡）。
- ② Bが第一譲渡を承諾（確定日付あり）。
- ③ AがBに対する債権（既発生及び未発生）をDに譲渡（第二譲渡）。
- ④ A及びDが第二譲渡を登記。
- ⑤ DがBに対して特例法4条2項に規定する通知（権利行使要件具備）。



上記設例において、Cは、第一譲渡の承諾時に既発生 of 債権の譲渡について、②承諾によって対抗要件を具備しており、これをDに対抗し得る。また、Cは、第一譲渡の承諾時に未発生 of 債権の譲渡について、対抗要件を具備しておらず、これをDに対抗し得ない。

他方、Dは、第一譲渡の承諾時から第二譲渡の登記時までの間に発生した既発生 of 債権の譲渡について、④登記によって対抗要件を具備しており、これをCに対抗し得る。また、Dは、第二譲渡の登記時に未発生 of 債権の譲渡について、④登記によって対抗要件を具備しており、これをCに対抗し得る。

以上を要するに、第二譲受人Dは、第一譲渡の承諾時以降に発生する債権については、登記のみを確認することで優先的な地位を確保することができる（なお、上記の規律を前提とすれば、将来債権の譲受人には登記をする誘因が働くことから、実際には上記設例のような事案は生じにくいと思われる。）。

(2) 承諾を利用できなくなることへの対応（事前承諾に代わる登記）

前記3(2)の問題点を解消するとともに、事前承諾をより公示性の高い形で代替するため、概要以下のとおりの債権譲渡の事前承諾に代わる登記(以下「承諾登記」という。)の制度を創設することを検討してはどうか¹⁷。

- ① 承諾登記は、債務者が単独でこれを申請するものとする。
- ② 承諾登記は、多数の譲渡人の有する(又は有すべき)債権の譲渡について一括で申請することができるものとする。
- ③ 承諾登記は、譲渡人及び譲受人の商号、本店所在地(又は会社法人等番号)を記載して申請しなければならないものとする。
- ④ 承諾登記は、債権譲渡に先立ってこれをすることができるものとする。

(補足説明)

承諾登記は、いわゆる一括決済¹⁸等の多数の譲渡人と単一の債務者及び譲受人を想定する取引類型を念頭において、①債務者の単独申請により、②多数の譲渡人の有する(又は有すべき)債権の譲渡について一括して登記し得るものとすることで、登記の負担の軽減を図ったものである。

また、③譲渡人の記載については、譲渡人による人的編成を前提に、譲渡人の実在性と登記の検索可能性を確保する観点から、商号と本店所在地(又は会社法人等番号)の記載を要することとしたものである¹⁹。

承諾登記の利点としては、従来の事前承諾によっては難しかった一括決済等に係る取引関係を公示し得ること、従来の債権譲渡登記では多数回の登記を要する(そして事前承諾では1回で足りた)譲渡人多数の取引類型を、1回の登記で足りるようにすることで、登記の負担も1回分とし得ることが挙げられる。

5. 債権譲渡登記に関連するその他の論点

¹⁷ 「債務者の確定日付ある承諾に対応する登記制度」という発想については、公益社団法人商事法務研究会編『債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用及び債権譲渡登記制度等の在り方についての調査研究報告書』(以下「調査研究報告書」という。)5頁にも言及が見られる。

¹⁸ なお、一括決済については、利用可能な現行制度として電子記録債権法(平成19年法律第102号)が挙げられる。電子記録債権の利点としては、可視性、人的抗弁の切斷、ペーパーレス化、対抗要件具備の不必要性、優先効(原因債権と電子記録債権が併存するとき、まず電子記録債権を行使することを要する効果)が指摘できる(池田真朗ほか編著『電子記録債権の理論と実務』18頁以下(小野傑参照)。実際にも、新規に提供される一括決済は、既存先の関連会社のような場合を除くと、電子記録債権法を利用したものが多くなっているとの声もある。

¹⁹ これに対し、譲受人の記載については、譲渡人の記載と比較して緩やかなものとする余地もあるように思われる。

登記制度の改善（登記申請に係る利便性の向上等）の必要性については、過去の部会においても指摘されてきたところであり²⁰、中間試案のパブリックコメントでも、条件付きで中間試案の「甲案」（金銭債権についての登記一元化案）に賛成する立場及び「注」（現行制度維持案）に賛成する立場の双方から、登記制度の問題点が指摘されている²¹。これらの問題点は、債権譲渡の対抗要件制度の議論の前提とも位置付けられ、対抗要件制度と合わせて検討すべきものと考え得る。

そこで、以下では、前記4において提案した内容に関連して派生的に生じるその他の論点に言及しておく。

（1）債権譲渡登記制度に関する提案

債権譲渡登記制度を現行制度よりも申請者にとって簡易・簡明・柔軟なものとする事とし、その概要を以下のとおりとしてはどうか。

（なお、本稿は、登記制度の枠組みの一例を提示するものにすぎず、当然のことながら、これ以外の登記制度の改善（登録免許税等の費用の引下げ等）の必要性を否定するものではない。）

- ① 譲渡人による人的編成を維持する。
- ② 一定の期間が経過するまでは添付書類の別送や補正を認める、いわゆる「別送方式」²²²³を採用する。
- ③ 譲渡人からの債権譲渡登記の申請があったときは、受付から処理完了又は上記②の一定の期間が経過するまでは、当該申請に係る譲渡人について登記事項証明書等を発行しない、いわゆる「ロック方式」を採用する。
- ④ 債権の特定に関する事項について、いわゆる「ホワイトボード方式」による自由記載とした上、必要に応じていわゆる「チェックボックス方式」による選択を併用することとし²⁴、登記事項から「登記原因日付」、「登記原因」を除外する。
- ⑤ 非金銭債権の譲渡を登記の対象とする。
- ⑥ 順位、準共有等の登記を認める。

²⁰ 部会資料9-2の17頁、部会資料37別紙「特例法上の債権譲渡登記に関する指摘事項」、部会資料52の5頁参照。

²¹ 部会資料71-4の114頁以下参照。

²² 不動産登記令附則5条、商業登記規則102条2項ただし書参照。

²³ 第63回会議・河合関係官発言（議事録25頁）参照。

²⁴ 調査研究報告書238頁（カナダ）参照。

(補足説明)

現行の債権譲渡登記制度においては、登記の申請がなされると受付、審査、実行の各過程が即時に処理され、随時情報が更新されることになる。このため、

- ・ 補正が認められない
- ・ オンライン申請では、譲渡人及び譲受人の双方の電子署名を付して電子証明書を併せて送信することを要する（これが事実上オンライン申請の妨げとなる²⁵⁾）
- ・ 登記事項証明書等の記載が前執務日現在のもとならざるを得ない（登記申請直前の情報を確認することができない。）²⁶⁾

といった問題が指摘されている²⁷⁾。上記②の「別送方式」と上記③の「ロック方式」は、即時に全過程を処理せず、一定期間内の添付書類の別送や補正を認めるとともに（上記②の「別送方式」においては、司法書士等の申請代理人が電子署名を付した電子証明書を用意すれば足りるとされる。）、登記の申請があるときは、当該譲渡人について登記事項証明書等を発行せず、先行譲渡が存在する可能性を警告することで、こうした問題に対応しようとするものである。

また、現行の債権譲渡登記制度においては、債権を特定するため必要な事項について詳細な規定²⁸⁾が設けられているが、これが申請者にとって大きな負担となるにもかかわらず、人的編成を前提とする限り二重登記の出現を回避することはできないことも指摘されている。上記④は、こうした指摘に加え、通知・承諾と差異のない債権の特定や備考欄の記載による債権の特定を要望する意見をも踏まえ、当事者の自己責任を前提とした自由裁量に委ねる「ホワイトボード方式」による自由記載と、それを補完する「チェックボックス方式」による選択を併用することを提案するものである。「ホワイトボード方式」の採用は、登記の申請及び処理の負担を軽減することにつながるとともに、上記⑤の非金銭債権の譲渡等を登記によって公示することにも馴染むものと思われる。

これらに加え、

⑦ 債権譲渡登記の前提となる商号登記等の登記（以下「前提登記」という。）をした自然人及び外国会社等の債権の譲渡も登記の対象とする。

などの規律も考えられる²⁹⁾。もつとも、自然人等による債権譲渡の公示の必要性については、事務手続の負担との関係で、債権差押えの公示（後記（2）参照）と比較

²⁵⁾ 調査研究報告書13頁参照。

²⁶⁾ 伊藤隆著『動産・債権譲渡登記手続の実務対応Q&A』195頁参照。

²⁷⁾ 佐藤達文「動産・債権譲渡登記制度および供託制度をめぐる最近の動向と展望」NBL1016号16頁以下参照。

²⁸⁾ 動産・債権譲渡登記規則9条。

²⁹⁾ 調査研究報告書145頁（韓国「動産・債権等の担保に関する法律」2条5項）参照。

すると優先順位が低いとも考え得る。

(2) 登記による債権差押えの公示

登記を債権差押え（滞納処分を含む。）の効力要件とし、登記によって債権差押えを公示することが望ましいのではないか。

（こうした論点は、実体法の領域にとどまらず、手続法の領域に及ぶものではあるが、部会において可能な議論を尽くしておくべきではないかと思われる。なお、これが実現されない場合も、これ以外の部分は別途検討されるべきである。）

ア 登記による債権差押えの公示の意義

対抗要件の公示性向上（取引安全）という観点からは、登記によって債権差押えの有無を確認し得ることが望ましく³⁰、これができない制度であれば債権譲渡の対抗要件を登記に集約することの意義が少なからず没却されるとの声は強い³¹。実際にも、債権譲渡の対抗要件に関する紛争の多くは債権の譲渡と差押え・仮差押えの優劣に関するものであることがうかがわれる³²。

したがって、登記による債権差押えの公示の必要性は高いと思われる。

イ 債権差押えの登記による公示の問題点

もともと、民事執行手続を念頭に置くと、債権差押命令申立事件は相当数に及ぶところ³³、差押えを登記によって公示するとすれば、差押命令の送達に加え、

- ① 債権差押登記の嘱託
- ② 債務者が自然人のときは前提登記の有無の確認（前記（1）⑦参照）
- ③ 債権差押登記
- ④ 登記事項証明書の執行裁判所への送付（に相当する事務）

等の事務手続の負担が生じることが想定される。このうち事務手続の負担として大きいのは、上記②及び③と思われる。

これらに加え、差押命令が発令されたものの差押債権が存在しないなどの、いわゆる「空振り」の差押えが相当程度あり得ることからすると、多数の「空振り」の債権差押登記がされるなどの弊害も予想される³⁴。

このため、債権差押えを登記によって公示することについては、これらの事務

³⁰ 部会資料9-2の16頁参照。

³¹ 部会資料7-1-4の115頁参照。

³² 調査研究報告書42頁参照。

³³ 平成24年債権執行新受事件数（全国）は11万2222件である（司法統計民事・行政編第1-2表）。

³⁴ 部会資料9-2の16頁参照。

手続の負担や弊害の検討を要し、事務手続の負担軽減と弊害除去の方策を講じることが必要と思われる。

ウ 本稿における検討

本稿での提案内容は、こうした点をも考慮して、登記の対象を法人の債権譲渡に限定するなどして債権差押登記の処理に係る事務手続の負担を軽減することを企図したものである（前提登記をした自然人による債権譲渡を登記の対象とする（前記（１）⑦参照）ときは、自然人を債務者とする全件で前提登記の有無を確認する事務手続の負担が生じることになる。）。

このほか、事務手続を受益者の負担とすべく、債権差押登記の嘱託を差押債権者の申立てに係らしめることや、「空振り」の債権差押登記を自動的に消滅させるべく、債権差押登記に一定の存続期間を設けること等も考え得る。もっとも、債権差押登記の存続期間については、反復する取引から生じる債権³⁵のほか、単発の将来債権の発生時期（少なくとも債権の発生時までは債権差押登記が存続する必要がある。）や継続給付の期間（給付が相当程度長期に及ぶ可能性もある。）といったことを考慮する必要もある。

また、事務手続の負担軽減を考えるに当たっては、民事執行事件処理システムと登記システムの連携等、運用レベルで検討すべき点も多いと思われる。

6. おわりに

観念的な存在である債権の取引関係をより可視的な状況に置くことは、債権を利用した資金調達を促進することに加え、債権の取引の可能性を広げることにもつながり得る。このように考えるならば、対抗要件の登記への集約は、魅力的な選択肢として検討に値すると思われる。

そして、改正によるメリットとデメリットを検討するに当たっては、法理論や実務慣行に加えて、目指すべき社会の像が議論されるとともに、負担の単純な比較によって見やすいダウンサイドのみならず、対抗要件の公示性向上によって得られるアップサイドが考慮されるべきなのではないか。

基本法の改正に係る議論という、多くは得られない機会がより有益なものとなることを期待する。

以上

³⁵ 反復する取引から生じる債権は、継続的取引に係る基本契約が存することも少なくないが、具体的な債権は各個別契約により生じると解されるため、継続的給付債権と区別される。このような将来債権については、実務上、その発生の確実性等に鑑み、差押命令の送達日から6か月先までに発生するものまで差押えを認めている（東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編『民事執行の実務・債権執行編（上）』（第3版）142頁参照）。